

市営住宅入居申込のしおり

【令和4年度（2022年度）版】

公営住宅・単独住宅用



稚内市建設産業部都市整備課

1 申込みにあたっての注意事項（必須）

- ① 市営住宅は、各団地の住宅に今後空家が生じた場合の補充入居者として決定するものであるため、空家が生じなかった場合は、令和5年（2023年）3月31日で申込み権利は消滅します。
なお、令和3年4月1日から令和4年2月末日までの期間に補充入居者の申込みをいただいている方につきましては令和4年3月31日で申込み権利が消滅しておりますので再度、お申込みいただくこととなりますので、ご注意ください。
- ② 1世帯で2戸以上の申込みをしたり、単身で申込みをした人が、他の申込み者の家族になっている場合は、申込み及び入居決定などによる全ての資格を取り消します。
- ③ 所定の証明書等の添付が無いものや不備なものは、受付しないことがありますのでご注意ください。
- ④ 申込みの際、住宅困窮等内容についてお聞きすることがありますので、必ず本人または家族の方が持参してください。（同一棟内で世帯分離して入居することは出来ません）

※過去5年間に、市営住宅において住宅の明渡命令を受けたことがある入居者及び同居者は申込みすることが出来ません。

2 申込みができる方

入居資格者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- ① 政令月収が158,000円（裁量階層214,000円）以下の入居基準を満たしている者。
- ② 居住しようとする者がいずれも市税を滞納していない者であること。
- ③ ペットを飼育していない者であること。
- ④ 市内に住所がある者。または主たる勤務場所を有する者または有しようとする者であること。
- ⑤ 居住しようとする者がいずれも暴力団員でないこと。
- ⑥ 過去1年間（令和3年1月1日～令和3年12月31日）の世帯の収入が、一定基準内であること。【2ページ参照】
- ⑦ 現に住居に困窮していることが明らかな者であること。
 - ア 現在、住宅以外の建物又は場所に住んでいる。
 - イ 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる。
 - ウ 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。
 - エ 住宅がないため、親族と同居することができない。
 - オ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成上の関係から衛生上、風紀上又は教育上不適当な居住状況にある。
 - カ 自己の責めによらない理由で、家主、貸主から立退きを要求され、適当な立ち退き先がない。
 - キ 住宅がないため、勤務先から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
 - ク 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
 - ケ その他、住宅に困窮していることが明らかな方。

3 公営住宅等収入基準表

① 給与所得者の場合（確認する金額は、源泉徴収票の支払金額欄です）

世帯数	単身者	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
裁量階層	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

② 年金所得者の場合（65歳未満の場合）

世帯数	単身者	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	3,028,007円 以下	3,534,674円 以下	4,041,325円 以下	4,495,301円 以下	4,942,359円 以下	5,389,418円 以下
裁量階層	3,924,007円 以下	4,391,771円 以下	4,838,817円 以下	5,285,889円 以下	5,732,948円 以下	6,180,007円 以下

③ 年金所得者の場合（65歳以上の場合）

世帯数	単身者	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	3,096,005円 以下	3,534,674円 以下	4,041,341円 以下	4,495,301円 以下	4,942,359円 以下	5,389,418円 以下
裁量階層	3,924,007円 以下	4,391,758円 以下	4,838,830円 以下	5,285,889円 以下	5,732,948円 以下	6,180,007円 以下

④ 事業所得者の場合（所得税の確定申告書の所得金額の合計欄の箇所です。）

世帯数	単身者	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下
裁量階層	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下

注意！ 次の場合は、上記収入基準表は参考となりません。

- ① 老人扶養控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象者のいる世帯（控除額が多くなるために、収入基準表の金額より高くなります）。
- ② 入居しようとする親族に、収入のある方が2人以上いる場合。

※ 「裁量階層」とは、次のいずれかに該当する世帯が対象となっています。

ア 入居者又は同居者に障がい者がいる方

（身体障がい者1～4級、精神障がい者1～3級、知的障がい者（精神障がい者の程度相当））

イ 入居者が60歳以上で、かつ、全ての同居者が60歳以上もしくは18歳未満の世帯

ウ 戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯の場合

エ 海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる場合

オ 小学校就学前の子がいる場合

※ 市営住宅入居申込みの際、以下に該当するものは収入の対象になりません。

●遺族・障害年金 ●労災保険金 ●休業補償 ●親等の仕送り ●雇用保険金 ●生活保護法による扶助費

4 所得の計算

みなさんの月額収入（政令月収）は、次の算定式により求められます。

※ 収入のある方が2人以上いる場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計します。

※ 1人につき、複数の所得がある場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総収入額を合計した状態で、年間総所得金額を算出します。

$$\frac{\text{年間総所得} - \text{控除額}}{12 \text{ ヶ月}} = \text{政令月収}$$

① 所得額計算（給与所得者の場合）

年間総収入金額（円）	所得の計算方法	
0～ 550,999	所得は0	
551,000～1,618,999	（総収入金額）－550,000円	
1,619,000～1,619,999	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999	総収入金額を4,000で割り、 その答えの1円未満を切り捨てた後、 4,000を掛け戻した額を右のA	A×0.6+100,000
1,800,000～3,599,999		A×0.7－80,000
3,600,000～6,599,999		A×0.8－440,000
6,600,000～8,499,999	（総収入金額）×0.9－1,100,000	
8,500,000～20,000,000	（総収入金額）－1,950,000	

② 所得額計算（年金受給者の場合）

受給者の年齢	公的年金等の総収入額	所得の計算方法
65歳以上の方	1,100,000円以下	所得は0
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	（年金の総収入金額）－1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	（年金の総収入金額）×0.75－275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	（年金の総収入金額）×0.85－685,000円
	7,700,000円以上	（年金の総収入金額）×0.95－1,455,000円
65歳未満の方	600,000円以下	所得は0
	600,001円以上 1,300,000円未満	（年金の総収入金額）－600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	（年金の総収入金額）×0.75－275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	（年金の総収入金額）×0.85－685,000円
	7,700,000円以上	（年金の総収入金額）×0.95－1,455,000円

③ 控除額計算

控除名	条件	控除額
a 給年控除	本人又は同居親族で給与所得等がある方	100,000 円×()人 所得が 10 万円未満の場合は その所時額
b 扶養控除	入居しようとする親族(本人を除く) 及び遠隔地扶養親族	380,000 円×()人
c 老人扶養控除	bに該当し、かつ 70 歳以上	100,000 円×()人
d 特定扶養控除	bに該当し、16 歳以上 23 歳未満	250,000 円×()人
e 普通障害者控除	所得税法により障害者控除を受けている方	270,000 円×()人
f 特別障害者控除	所得税法により特別障害者控除を受けている方	400,000 円×()人
g 寡婦控除	夫と死別、もしくは離婚後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で扶養親族と生計を一にする親族。 所得が 500 万円以下の方	270,000 円×()人 所得が 27 万円未満の場合は その所得額
h ひとり親控除	現在、婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない者で生計を一にする子を有すること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 所得が 500 万円以下の方	350,000 円×()人 所得が 35 万円未満の場合は その所得額

④ 収入計算表

ア 所得

	総収入	所得
A (本人):	_____, _____ 円 →	_____, _____ 円
B (同居親族):	_____, _____ 円 →	_____, _____ 円
C (同居親族):	_____, _____ 円 →	_____, _____ 円
	所得合計:	<input type="text"/> _____ 円…①

イ 控除

給年控除:	_____, _____ 円×__人 =	_____, _____ 円
扶養控除:	380,000 円×__人 =	_____, _____ 円
老人扶養控除:	100,000 円×__人 =	_____, _____ 円
特定扶養控除:	250,000 円×__人 =	_____, _____ 円
普通障害者控除:	270,000 円×__人 =	_____, _____ 円
特別障害者控除:	400,000 円×__人 =	_____, _____ 円
寡婦控除:	_____, _____ 円×__人 =	_____, _____ 円
ひとり親控除:	_____, _____ 円×__人 =	_____, _____ 円
	控除合計:	<input type="text"/> _____ 円…②

ウ 収入年額計算

①所得合計 - ②控除合計 = _____ 円 (収入年額) …③

エ 政令月収計算

③収入年額 ÷ 12ヶ月 = _____ 円 (政令月収)

※ 公営住宅等の入居基準は 158,000 円 (裁量階層は 214,000 円) 以下です。超過している方は、申込みができません。(特公賃住宅宝来 15-1 をお申込みください)

5 申込みに必要な書類（注意書きもあわせてご覧ください）

- ① 稚内市営住宅入居申込書（60歳以上の方、障がいのある方で単身入居を希望する場合は、入居資格認定のための申立書の添付が必要です。）
- ② 住宅困窮状況申請書（関係添付書類を添えてください。未提出の方は無効扱いとします。）
- ③ マイナンバーのわかるもの（個人番号通知書、マイナンバーカードなど）世帯全員分
- ④ 納税証明書【資格審査用】（稚内市税務課発行のもの） 成人の方全員
- ⑤ 収入（所得）を証明するもの（下記に該当するいずれか）

区分	収入の状況	証明期間	証明書
給与所得者	現在の勤務先に 令和4年1月1日以前から 勤務している	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	令和3年分の 給与所得の源泉徴収票 《注 ¹ 》
	現在の勤務先に 令和4年1月2日以降に 就職している	就職した月から申込み の前月まで	雇用証明書《注 ² 》または 勤務先が発行した 給与明細票
年金受給者	年金・恩給等で生活している		令和3年分の 公的年金等の源泉徴収票 《注 ¹ 》
事業所得者	自営業など確定申告を行った方	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	令和3年分の 確定申告書(控え)
その他	生活保護を受けている	申込み現在	生活保護受給票
無収入	高校生以上の方で無職無収入	申込み現在	無職無収入申出書《注 ² 》
退職予定者	1～2ヶ月以内に退職すること が決まっている者	申込み現在	退職を証明する書類 《注 ² 》

- ⑥ その他関係書類（下記に該当するいずれか）

区分	証明書
市外居住者の方、富岡団地を申込みの方	世帯全員分の住民票（写し可）《注 ³ 》
賃貸住宅（アパート含む）にお住まいの方	賃貸契約書など（写し）
障がい者手帳を受けている方	障害者手帳、療育手帳または判定書
婚約している方・結婚予定の方	婚約証明書《注 ² 》
別居扶養親族のいる方	健康保険証（写し）など

《注1》 各種源泉徴収票を紛失した場合は、給与所得については「勤務先」、公的年金等については「稚内年金事務所（末広4-1-28）」に再発行をお願いする場合があります。

《注2》 雇用証明書、無職無収入申出書、退職を証明する書類および婚約証明書の書式が必要な方は、都市整備課窓口にて用意しておりますので、お申出ください。

最近退職した方、雇用保険等をもっている方は、それらを証明する書類を持参してください。（昨年1年間収入があっても無職扱いになる場合があります）

《注3》 市内在住の方は、世帯全員分の「住民票の写し等」の提出を省略できますが、申込書裏面に記載の「関係公簿等による情報確認同意書」欄に、世帯全員分の氏名・捺印が必要です。同意されない場合は、世帯全員分の「住民票の写し等」の提出が必要となります。

6 令和4年度（2022年度）に募集する市営住宅

団地名	間取り	住戸専用面積	募集する住棟名	家賃(円/月)	エレベーター 設置	単身申込
富士見	1LDK	41.8~49.0	3-B-1、4-B-1、4-B-2、 5-B-1、13-1	12,400~ 31,100	13-1のみ	可
	2LDK	59.8~61.5		17,700~ 38,600	13-1のみ	可
	3LDK	71.6~74.5		21,400~ 45,500	13-1のみ	不可
恵比須	2LDK	57.2	56-B-2	16,100~ 31,700		可
	3DK	58.8	53-B-2	16,500~ 32,400		可
	3LDK	66.0	57-B-2	18,700~ 36,700		不可
宝来	2DK	53.3~59.7	15-1、22-1	17,800~ 41,100	○	可
	2LDK	72.9~73.7	22-1	25,300~ 50,400	○	不可
	3LDK	64.6~74.5	55-B-1、55-B-2、56-B-1、 15-1	18,400~ 49,000	15-1のみ	不可
中央	2LDK	57.8	62-B-1	17,100~ 33,600	○	可
	3LDK	70.6		20,800~ 40,900	○	不可
緑ヶ丘	1LDK	42.2~55.3	5-B-1、6-B-1、7-B-1、8-1、 9-1	13,400~ 36,200		60歳以上 に限り可
	2LDK	61.5	5-B-1、6-B-1、7-B-1、8-1	19,400~ 38,800		可
	3LDK	65.7~78.1	61-B-1、元-B-1、 5-B-1、6-B-1、7-B-1、8-1、 9-1	19,800~ 49,500		不可
末広	3DK	58.8~65.4	53-B-1、54-B-1、54-B-2、 27-1、27-2	15,900~ 34,700		可
	3LDK	65.7~70.0	57-B-1、58-A-1、58-B-1、 59-B-1、60-B-1、63-B-1、 27-3、27-4	19,100~ 40,300		不可
潮見	1LDK	41.1	2-B-1、2-B-2	13,300~ 26,100		60歳以上 に限り可
	2LDK	53.9		17,100~ 33,700		可
	3LDK	70.5		22,300~ 43,800		不可
はまなす	2DK	47.8~51.7	45-A-3、45-A-4、45-B-5、 45-B-6、45-B-7、45-B-8	14,700~ 31,700		可
富岡	2DK	49.9	13-1	13,100~ 25,800		可
	3LDK	65.0	13-2	18,200~ 35,700		不可
声問	3LDK	63.1	59-B-2、60-B-2、62-B-2	18,400~ 37,000		可

7 申込書記載例

① 表面の記載例

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 秘 <h2 style="margin: 0;">稚内市営住宅入居申込書</h2> </div>									
申込者	現住所	稚内市中央3丁目13番15号			フリガナ	ワッカナイ タロウ			
	本籍地 (国籍)	北海道稚内市中央三丁目 日中、連絡可能な番号を記入			氏名	稚内太郎			
	電話	(自宅) -	(会社等) -		個人番号	12340000△△△△			
市営住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先の名称・所在地	勤続年数	年間所得		
	入居者	稚内太郎	本人	S00.0.0	会社員	〇〇建設(株)	〇年	〇〇〇万	
	同居する親族 (個人番号)	稚内花子	妻	S〇〇.〇.〇	パート	〇〇	〇年	〇〇万	
		1234△△△△〇〇〇〇							
		稚内二郎	子	H△△.△.△		△△高校			
		1234〇〇〇〇〇〇〇〇							
	稚内ハル	祖母	S〇〇.〇.〇				◇◇万		
1234△△△△〇〇〇〇									
別居扶養親族 (個人番号)	稚内一郎	子	HXX.X.X		××大学				
1234〇〇〇〇〇〇〇〇									
希望の団地等	団地区名	緑ヶ丘 団地・ 地区		間取り	3LDK		階数	注 ¹ 階	
	特定目的住宅入居の希望及び特事情	注 ²							
	適要	申込団地種別: 公営住宅等 ・特公賃住宅			市営住宅連続申込回数		注 ³ 回		

《注1》 身体上の障がい等特別な事情がない限り階数の希望はできません。

《注2》 特別な事情などがある場合はその内容を詳細に記入してください。(記載された事実を証明する書類の添付が必要となる場合は必ず提出してください)

《注3》 市営住宅連続申込回数とは、何年連続して申込みしたかを回数にするものです。初めての場合、一昨年以前に申込みをしたが、昨年申込みをしていない場合、昨年に入居の斡旋を受けたが入居しなかった方で今年申込みをした場合は「1回」になります。

昨年申込みをし、今年も申込みした場合は「2回」、以降連続年数となります。

※ 必ず、本人と同居者(同居予定者も含む)を記入してください。

※ 別居扶養親族は、同居はしないが扶養しているものとみなす書類(被保険者カード等)の提示が必要です。

② 裏面の記載例

住 宅 の 困 窮 状 況	<p>次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当する物に○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在、住宅以外の建物又は場所に住んでいる。 2. 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる。 3. 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。 4. 住宅がないため、親族と同居することができない。 ⑤ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成上の関係から衛生上、風紀上又は教育上不適当な居住状況にある。 6. 自己の責めによらない理由で、家主、貸主から立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない。 7. 住宅がないため、勤務先から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8. 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9. その他（具体的に記入してください。） () <p>※特公賃住宅に申込みの場合は記入の必要はありません。</p>	<p>申込者があてはまる項目に○をつける。 (複数回答可)</p>
市 営 住 宅 に 入 居 す る 者 等	<p>現在居住している住宅の種類（該当するものに○）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 借家 2. 同居 3. 貸間 ④ 民間アパート 5. 賃貸マンション 6. 寮 7. 持ち家 8. 市営住宅（ 団地） 9. 市営住宅以外の公営住宅（ 営） 10. 社宅 11. 仮住宅 12. その他（) 	
	<p>現在居住している住宅の間取り 2DK</p> <p>現在居住している住宅の家賃等 55,000円</p> <p>現在居住している世帯構成 4人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅に入居する者等…現在居住している住宅の種類に○をつける。 ・間取り…居間を含む部屋数（現在使用している）を記入。 ・家賃等…月額家賃として支払っている金額。（光熱水費、駐車場代等は含みません） ・世帯構成…今現在の同居者の数、または、本人、妻、子…など内訳申込者があてはまる項目に○をつける。（複数回答可）
	<p>この申し込みについては、次のことを誓約します。（右チェック欄に✓を記入してください）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この申込書に記載した事項は、全て事実と相違ありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 2. この申込書に偽りの事項があった場合は、市営住宅の入居決定の取り消しを受けても意義を申し立てしません。 <input checked="" type="checkbox"/> 3. この申込書に記載した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は、拒絶しません。 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 申込者及び同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 5. 4の事項に関して暴力団員であるかどうかについて稚内警察署の意見を聞くことがあることについて同意します。 <input checked="" type="checkbox"/> 	
稚内市長様	<p>入居する者全員から、確認日・氏名を記入すること。印鑑は省略することができます。 同意欄が不足する場合はお問い合わせ下さい。</p>	<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>印鑑は省略できます。</p>
	<p>申込者氏名 稚内太郎 ㊟</p>	

関係公簿等による情報確認同意書

<p>この申込書による申込みに係る事実についての審査に関する事務を処理するために必要な限度で、私に係る住民票に記載された住民票関係情報及び私の地方税関係情報を公簿等によって稚内市が確認することに同意します。</p>		
〇〇年 〇〇月 〇〇日	氏名 稚内太郎 ㊟	<p>印鑑は省略できます。</p>
〇〇年 〇〇月 〇〇日	氏名 稚内花子 ㊟	
〇〇年 〇〇月 〇〇日	氏名 稚内ハル ㊟	

※ 上記の同意書に同意されない場合は、住民票の写し等、市・道民税所得課税証明書及び納税証明書の提出が必要となります。

8 令和3年度入居状況

令和4年3月31日現在

団地名	間取り	募集対象 管理住戸数	令和2年度入居状況					
			申込者数 a	選定外 ^{※1} b	辞退数 ^{※2} c	入居数 d	入居率 d/(a-b-c)	待機者数 a-(b+c+d)
富士見	1LDK	30	2	0	0	2	100%	0
	2LDK	36	3	0	0	3	100%	0
	3LDK	36	0	0	0	0	-	0
恵比須	单身用	34	7	0	1	6	100%	0
	世帯用	16	1	0	0	1	100%	0
宝来	2DK	40	6	0	1	2	40.0%	3
	2LDK	20	3	0	1	1	50.0%	1
	3LDK	88	4	0	3	1	100%	0
中央	2LDK	20	11	0	1	2	20.0%	8
	3LDK	40	2	0	0	1	50.0%	1
緑ヶ丘	1LDK	20	1	0	0	1	100%	0
	2LDK	20	2	0	0	1	50.0%	1
	3LDK	108	8	0	0	7	87.5%	1
末広	单身用	88	4	0	2	0	0.0%	2
	世帯用	184	5	0	3	2	100%	0
潮見	1LDK	16	2	0	0	1	50.0%	1
	2LDK	26	7	0	1	1	16.7%	5
	3LDK	12	3	0	0	1	33.3%	2
はまなす	2DK	30	1	0	0	0	0.0%	1
富岡	2DK	18	1	0	0	0	0.0%	1
	3LDK	12	2	0	1	0	0.0%	1
声問	3LDK	24	2	0	0	1	50.0%	1
曲淵	3DK	4	1	0	1	0	0.0%	0
合計		922	78	0	15	34	54.0%	29

※1 選定外⇒入居申込み後審査の結果、市営住宅条例に基づく基準に適さなかった者。または申込み内容の変更等で資格を喪失した者。

※2 辞 退⇒申込者の申出により、申込みを取り消した者。または入居を行わなくなった者。

9 入居にあたって守っていただく事項等

- ① 緊急連絡先は市営住宅での火災や漏水事故、安否確認等の際に入居者と連絡が取れない場合、あらかじめ緊急時の連絡先を把握し、適切かつ迅速な対応をとることを目的としており、お手続きの際に1人以上必要とします。
- ② 敷金は家賃の3ヶ月分お預かりいたします。
- ③ はじめに、同居した親族以外の方を同居させようとするときは、あらかじめ承認が必要です。また、同居者が退去するなどの異動の時も届け出が必要です。
- ④ 家賃及び駐車場使用料（駐車場利用者のみ）は、当月の25日まで（25日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、それ以後の日）に納めていただきます。翌月の20日までに納めなかった場合は、督促いたしますのでご注意願います。家賃及び駐車場使用料の支払い期限を3ヶ月以上超えた場合は、住宅の明渡し請求が発生しますので、遅れないようにご注意願います。
- ⑤ 月々の家賃及び駐車場使用料は、災害や病気にかかったとき、収入が減ったときなどに、申請により減額、免除又は徴収の猶予をすることができます。
- ⑥ 入居者は、市営住宅の使用には必要な注意を払い、正常な状態において維持していただきます。入居者の責めにより市営住宅をき損または汚損したときは、入居者が原状復旧又はその費用を負担していただきます。
- ⑦ 入居者が、ペット等の持ち込みや飼育・転貸・住居以外の用途に使用・勝手に模様替えや増築・虚偽の申請によって入居・家賃を3ヶ月滞納・市営住宅を故意に壊すなどの行為をしたときには住宅の明渡し請求し現状復旧をした上で退去していただきます。この場合、請求があってから退去するまでの間、罰則金を課します。
- ⑧ 市営住宅では、市長が必要と認めるときや入居者が市営住宅を退去しようとするときに、職員などが住宅の検査のため、立入調査を行います。
- ⑨ 入居者が、詐偽その他の不正行為によって家賃などを免れた場合は、その免れた額の5倍以内の罰金を科します。
- ⑩ 浴室・風呂釜又は給湯器の設備については、ガス供給会社と必ずリース契約を締結していただきます。
- ⑪ 電気・ガス・水道の使用料、共同施設の使用・管理に要する費用（除排雪費用等）、浴槽・給湯器のリース料等は入居者の負担となります。
- ⑫ 室内に燃焼空気を放出するような暖房機（ポータブル式ストーブ・ガスストーブなど）の使用は結露の原因となりますので厳禁とします。
- ⑬ 団地敷地内の住宅路、排水溝、児童遊園、植栽・芝等の管理は入居者自らが行うこととなりますので、団地自治会等のきまりを守り、入居者がお互いに協力し合って良好な住環境を保ってください。
- ⑭ 住宅・駐車場以外の敷地（共用玄関周辺、物置周辺など）も市が所有し管理している土地で、目的外の使用は認めておりません。
- ⑮ 退去時の修繕費用は国土交通省のガイドラインに基づき算定し、お預かりした敷金を超える場合がありますので市営住宅を大切に利用してください。

10 質問及び回答

Q1：入居順位はいつ頃、どのようにして決定されるのですか？

A1：4月下旬に条例で定めた選考委員会により決定します。
そして申込みされた方全員に5月上旬に通知書を送付します。

Q2：昨年度の申込み状況及び入居状況を教えてください。

A2：令和3年度では78世帯の申込みがあり、34世帯が入居しました。(3月31日時点)

Q3：募集期間(令和4年4月4日～8日)以降の随時受付する団地はどの団地ですか？

A3：全ての団地です。ただし、上記の募集期間内に受付した方々の後位となります。

Q4：収入基準の上限は政令月収158,000円以下とのことですがどのように計算するのですか？

A4：年間総所得金額から控除額を差引いて、12ヶ月で割ったものが政令月収です。詳しくは2～4ページを参照してください。

Q5：裁量階層の上限は政令月収214,000円以下とのことですが、どのような方が対象ですか？

A5：入居者又は同居者に障がい者のいる方、小学校就学前の児童がいる世帯などです。詳しくは2ページを参照してください。

Q6：家賃のほかにかかる費用はどのようなものがありますか？

A6：家賃の他に、共用部分の共益費、駐車場使用料、浴槽・風呂釜等のリース料、駐車場の除雪費、自治会費、電気・ガス・水道料は入居者の負担となります。別添資料を参考にしてください。

Q7：稚内市内には市営住宅以外の公営住宅はありますか？

A7：宗谷総合振興局が管理している道営住宅(172戸)があります。詳しくは、宗谷総合振興局 建設指導課(33-2930)に連絡し、募集内容を確認してください。

Q8：市営住宅の修理は、入居者が負担するのですか？

A8：入居者が負担する範囲は稚内市営住宅条例で決まっています。

Q9：住宅内に手すりや洗浄便座(ウォシュレット)を設置したいのですが、どうしたらいいですか？

A9：設置については、模様替え申請書の提出が必要です。

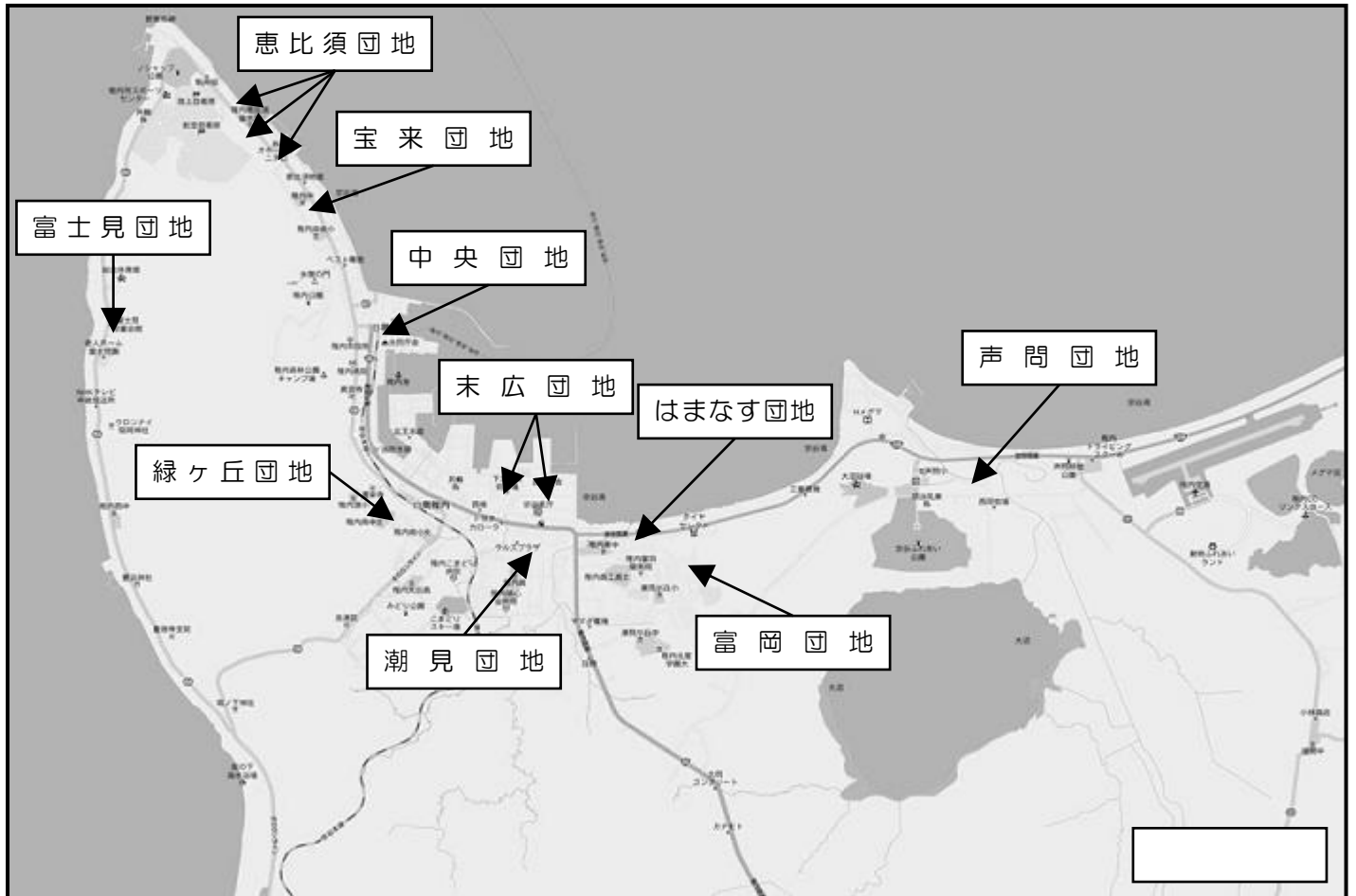
Q10：駐車場のある団地はどの団地ですか？

A10：全ての団地に駐車場を用意しています。

Q11：車椅子で生活しているのですが市営住宅で生活できる団地はありますか？

A11：中央団地、富士見団地(13-1)宝来団地(15-1、22-1)です。その他の団地は、1階でも階段の段差があります。

1 1 団地位置図（申込可能団地）



1 2 申込受付

受付場所

稚内市役所 2 階 第三会議室（令和 4 年 4 月 4 日（月）～4 月 8 日（金）まで）
9 時 00 分～17 時 00 分（時間厳守）

（随時）

稚内市役所 2 階 都市整備課窓口（令和 4 年 4 月 11 日（月）～令和 5 年 2 月末まで）
9 時 00 分～17 時 00 分
※土、日、祝日を除く

問合せ先

〒097-8686 稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号
稚内市建設産業部都市整備課
(0162) 23-6422【直通】